

国官総第168号

平成28年10月31日

あて先別紙 殿

大臣官房長

(公印省略)

故崇仁親王御喪儀の当日における弔意表明について

標記について、内閣官房長官から別添のとおり通知があったので、通知します。

また、貴局等内及び関係機関（独立行政法人等を含む）に対しても周知願います。

あて先別紙

(本省内部部局)

大臣官房秘書室長

大臣官房人事課長

大臣官房総務課長

大臣官房広報課長

大臣官房会計課長

大臣官房地方課長

大臣官房福利厚生課長

大臣官房技術調査課長

大臣官房総括監察官

大臣官房危機管理官

大臣官房運輸安全管理官

大臣官房官庁営繕部長

総合政策局長

国土政策局長

土地・建設産業局長

都市局長

水管理・国土保全局長

道路局長

住宅局長

鉄道局長

自動車局長

海事局長

港湾局長

航空局長

北海道局長

政策統括官

国際統括官

あて先別紙

(施設等機関等)

○施設等機関

国土交通政策研究所長

国土技術政策総合研究所長

国土交通大学校長

航空保安大学校長

○特別の機関

国土地理院長

小笠原総合事務所長

海難審判所長

○地方支分部局

◇地方整備局

東北地方整備局長

関東地方整備局長

北陸地方整備局長

中部地方整備局長

近畿地方整備局長

中国地方整備局長

四国地方整備局長

九州地方整備局長

◇北海道開発局長

◇地方運輸局

北海道運輸局長

東北運輸局長

関東運輸局長

北陸信越運輸局長

中部運輸局長

近畿運輸局長

神戸運輸監理部長

中国運輸局長

四国運輸局長

九州運輸局長

◇地方航空局

東京航空局長

大阪航空局長

◇航空交通管制部

札幌航空交通管制部長

東京航空交通管制部長

福岡航空交通管制部長

那覇航空交通管制部長

○外局

観光庁長官

気象庁長官

運輸安全委員会委員長

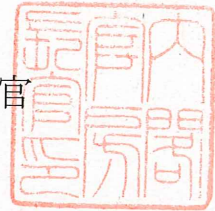
海上保安庁長官



内閣閣第 179 号
平成 28 年 10 月 28 日

国土交通事務次官 殿

内閣官房長官



故崇仁親王御喪儀の当日における弔意表明について

標記について、別添のとおり決定したので、通知します。
なお、貴管下の関係機関に対してもしかるべく御配慮願います。

故崇仁親王御喪儀の当日における弔意表明について

〔平成 28 年 10 月 28 日〕
〔内閣官房長官決定〕

故崇仁親王御喪儀の当日（平成 28 年 11 月 4 日）には，哀悼の意を表するため，次のとおり措置するものとする。

- 1 各府省においては，弔旗を掲揚すること。

なお，弔旗掲揚については，大正元年閣令第 1 号に準拠し，竿球は黒布をもって覆い，旗竿の上部に黒布を付することとするが，弔旗として半旗掲揚の慣行のあるところでは，それに従ってもよいこと。

- 2 各府省は，前項と同様の方法により哀悼の意を表するよう各公署等に対し，協力方を要請すること。

大喪中ノ國旗掲揚方ノ件

〔大正元年七月三十日
閣令第一号〕

大喪中國旗ヲ掲揚スルトキハ竿球ハ黒布ヲ以テ之ヲ
蔽ヒ且旗竿ノ上部ニ黒布ヲ附スヘシ其ノ圖式左ノ如シ

